

令和2年4月2日

F A X 送 信 票

送信先	宛先	各市医師会 御中
	担当者	
件名	新型コロナウイルス感染症が疑われる方の診療について	
枚数	A4 3枚・B4 枚・B5 枚 (本票を除く・本票のみ)	
MEMO	いつもお世話になっております。 標記について送付します。 よろしくお願いいたします。	
発信者	富山県砺波厚生センター 〒939-1506 富山県南砺市高儀147 (担当者) 保健予防課 感染症疾病班 田中 TEL 0763-22-3512 FAX 0763-22-7235	

令和2年4月2日

管内各市医師会長 殿
 砺波医療圏急患センター所長 殿

富山県砺波厚生センター所長

新型コロナウイルス感染症が疑われる方の診療について（依頼）

日頃より、厚生センター業務の推進に格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が疑われる方の診療については、令和2年2月13日付でその対応方針をお知らせしたところです。

このたび、県内で患者が発生しましたが、医療機関における対応については令和2年2月13日付連絡の対応を継続くださいますようお願いいたします。

- 1 新型コロナウイルス感染症を疑う患者（下記「要件」参照）から相談があった場合、または、受診された場合には、速やかに厚生センターにご連絡をお願いします。

【感染が疑われる患者の要件】

- ア 発熱または呼吸器症状を呈し、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触歴があるもの
- イ 発熱(37.5℃以上)かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に流行地域への渡航歴・居住歴があるもの
- ウ 発熱(37.5℃以上)かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に「流行地域への渡航歴・居住歴があるもの」と濃厚接触歴があるもの
- エ 医師の判断により新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

流行地域：WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域

- 2 上記「要件」に該当する患者の診療及び検体の採取は、感染症指定医療機関（帰国者・接触者外来）で行います。その際の連絡調整は厚生センターが行います。

また、事前の相談なく来院され、上記「要件」に該当することが判明した場合も、他の患者等との接触を避けるなどの感染防止対策をとったうえで、同様に厚生センターへご連絡をお願いします。

なお、上記「要件」に該当しない場合は、厚生センターへの連絡は必要なく、通常の診療を行ってください。

※対応の流れは別紙を参照してください。

- 3 その他 今後、最新の情報を基に変更があった場合は、随時ご連絡します。

※連絡先〔帰国者・接触者相談センター〕

厚生センター（支所）	管轄区域	平日・昼間（電話）	休日・夜間（携帯）
砺波厚生センター	砺波市 南砺市	0763-22-3512	090-4686-3920
砺波厚生センター小矢部支所	小矢部市	0766-67-1070	090-4686-6337

(参考)

「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」(R2. 4. 2 現在)

中華人民共和国湖北省及び浙江省、大韓民国大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡及び軍威郡、サンマリノ共和国、アイスランド共和国、アイルランド共和国、アンドラ公国、イタリア共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スロベニア共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、バチカン、フランス共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国並びにイラン・イスラム共和国

別紙

新型コロナウイルス感染症の感染を疑う患者の対応フロー R2.4.2版

参照：感染症法第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)(令和2年2月4日通知)及び新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について(令和2年2月1日付け厚生労働省事務連絡)

【相談者】 発熱・呼吸器症状等

電話(または事前連絡なく受診)

・相談者の症状、渡航歴、接触歴等を聞き取り、感染が疑われる患者の要件への該当性を判断

感染が疑われる患者の要件

- ア 発熱または呼吸器症状を呈し、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触歴があるもの
- イ 発熱(37.5℃以上)かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に流行地域への渡航歴・居住歴があるもの
- ウ 発熱(37.5℃以上)かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に「流行地域への渡航歴・居住歴があるもの」と濃厚接触歴があるもの
- エ 医師の判断により新型コロナウイルス感染症の鑑別を要するもの

流行地域：WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域

要件に該当

要件に非該当

所管の厚生センター(帰国者・接触者相談センター)へ連絡

- ※聞き取った患者の症状、連絡先等の情報をお伝えください
- ※患者の受診等に関する指示は、厚生センターで行います
- ※直接受診した患者は、他の患者等との接触を避けるなど、感染防止対策をお願いします

・通常医療

要件に非該当

厚生センターが感染症指定医療機関と患者受け入れについて調整

【感染症指定医療機関(帰国者・接触者外来)】

※連絡先〔帰国者・接触者相談センター〕

厚生センター(支所)	管轄区域	平日・昼間(電話)	休日・夜間(携帯)
砺波厚生センター	砺波市 南砺市	0763-22-3512	090-4686-3920
砺波厚生センター小矢部支所	小矢部市	0766-67-1070	090-4686-6337